

# 審査基準

平成9年4月1日作成

法令名：道路交通法施行規則
根拠条文：第1条の4第2項
処分の概要：車いすの確認
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め：
審査基準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合 などである。
処理期間：5日間
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署長
問合せ先：申請者の住所地を管轄する警察署
備考：